

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 1 5 号)

平 成 25年 3月 19日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定に係る非公開部分のうち、別表に掲げる公開すべき部分については公開することが妥当であると判断するが、その他の部分については、実施機関の判断どおりとする。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成24年9月5日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「在日本朝鮮人総連合会の施設について、平成22年度の固定資産税の減免に関する文書の一切」と記載して公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成24年9月18日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として「在日本朝鮮人総連合会の施設について、平成22年度の固定資産税の減免に関する文書の一切(以下「本件公文書」という。)」を特定のうえ、その一部を非公開とする部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のように付して異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1号に該当する。

施設管理責任者名、顔写真、自動車登録番号(以下「本件非公開情報1」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

(2) 条例第7条第2号に該当する。

減免申請者の印影(以下「本件非公開情報2」という。)については、公にすることにより、団体の正当な利益を害するおそれがあるため。

(3) 条例第7条第4号に該当する。

平成22年度の固定資産税の減免に関する書類のうち、棟番号、課税面積、対象面積、減免額、課税標準額、税率を乗じた数値、税額、面積率、減免税額、増減額、報奨額、随時期合計、収納済額、評価額、家屋ID、種類、主体、屋根、階数、建年、年数、現況建床、現況延床、㎡当評点数、経年率、理論評価額、主・附の区分、宛名コード、検票番号(以下「本件非公開情報3」という。)については、地方税法第22条の規定により、明らかに公にできない情報であるため。

3 異議申立て

平成24年9月25日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

処分を取り消すとの決定を求めるものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

- 1 減免税額等の情報は、税務情報であるとして一律非公開とされたが、税務情報であっても、千里センターを巡る大阪高裁判決や京都の弁護士会を巡る答申例などにみられるように、公的性質を有する施設に関する情報として公開されている事例があり、本件朝鮮総連施設(以下「本件施設」という。)も、多少なりともそのような公的性質に基づいて税が減免されているから、その基準を適用して関係情報は一律に公開されるべきである。

本件については、施設自体が公的性質を有しているのみならず、法人自体が公的性質を有している。

- 2 本件施設は、公民館等として、市民等が幅広く利用できることを根拠とした減免を受けてきている。

市長の決定は、「市民等が誰でも利用できる公民館」であるはずの本件施設について、本件非公開情報3を秘匿するとの内容が含まれるが、市民等であれば利用できる本件施設について、その基本的情報を市民等に対しても知らせないとの意を含む本件処分は、社会通念に明らかに反しており、法解釈を誤ったものである。

本件施設が公民館等であることを理由として減免を受けたのであって、市民等が幅広く本件施設を利用できることは明白であるところ、そのような性質を有している本件施設について、その棟番号をはじめとする各情報は、施設の市民等への公開という事実を通して、従来から幅広く管理者自身が実質的に公開してきていると当然考えられるから、市長の非公開は何ら秘密として扱われていない施設の状況を秘密であるとの前提に基づいた処分を行った点で誤った判断が含まれる。

- 3 朝鮮総連施設は、北朝鮮公民に対するパスポート発行業務なども行っている施設であり、北朝鮮国における出先行政機関的性質をも有する施設であって、市長の処分はこのような北朝鮮関係者における公的性質を有する本件施設、それ自体の、基本的情報を隠蔽するものであって、かような外国政府の公的施設の情報自体を隠匿するかのごとき本件処分は、自己矛盾に至っており、直ちに取消されるべきである。パスポート発行業務などを行うなど、北朝鮮関係者における公的性質を有している施設については、北朝鮮政府がその国民等に対してその所在地等の情報を提供しているものであって、市長が独自にその所在地等の基本情報を秘匿するような運用は不適切である。そのような公的性質の延長として、例えばわが国関係者が渡航する場合の窓口になるなどもあり得ることであり、そういった公的な性質が多少はある本件施設に関する情報を公開しない本件処分は、直ちに取消されるべきである。

パスポート発行業務など、外交的にも利用される側面があり、その側面に基づいて実質的には減免されている本件施設については、外国政府関係施設に当たるとしてその情報を公開するのが妥当である。本件施設は外国政府が秘密にしている施設ではなく、その窓口としている施設の一つで、その情報を公開しても問題はないし、また、わが国としては民主主義的な価値観を前提とした法体系を採っているのであるから、仮に当該外国政府がそのような価値観に基づいた行政

運営をしているとは言えないとしても、わが国に施設を置いている以上、わが国における政府が行う情報公開と特段異なる運用をすることも問題である。わが国が外国に置いている大使館等の施設が、当該国において固定資産税等の減免を申請した場合には、当該申請書類はわが国の情報公開法に基づいて公開されることになる。反対に、外国政府がわが国に置いている施設に関するそのような情報を公開したとしても特段の支障はない。民主主義の価値観は現代の政治における基本的原則であるから、当該外国政府が情報公開の制度を施行しているか否かにかかわらず、市長は市長自身の情報とほぼ変わらない形で、またわが国の情報公開法の規定を適用した結果とほぼ変わらない形で、外国政府に関係する情報である本件各情報を公開すべきである。外国政府の施設が税減免申請したことに関する情報を秘密として取扱うことは不適切である。

- 4 本件施設については、市長が減免していることから基本的には公的性質を有していると扱うのが大前提であるが、各地の裁判所等で総連施設に関する減免を違法とする判決が出ている状況があることに鑑みれば、本件施設に関する市長の減免も違法の疑いがないとは必ずしも言えない。

仮に減免自体違法であるのであれば、当該減免処分自体が情報公開条例との関係では、市に対し違法な行政行為によって損害を与えることにつながるところ、裁量的に公益開示しうる余地が出てくるもので、申立人としては、市長による減免が違法の問題も含むおそれが否定できないという立場をとる以上、同見地からも非公開とすべきではないと思料する。違法の疑いが含まれる減免であれば、その減免の詳細な状況を明らかにすることは裁量的公益開示の一環として欠かすことができない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関から事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 地方税法第22条では、地方税に関する事務に従事する職員は、その事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないとされており、秘密とは、一般に知られていない真実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実とされている。税務に関する申請書・課税台帳等諸帳票の記載事項は秘密に属する事項であり、法律上これを開示することが認められている場合を除き、本人以外からの請求には応じることはできない。

本件非公開情報3については、一般に知られていない課税に関する情報であり、また、他人に知られないことについて相当の利益を有するため、地方税法第22条に規定する秘密に当たる。

また、異議申立人は、当該施設が公共の集会所等の施設として公益性があることを理由に固定資産税を減免していることから、施設の情報を秘密として非公開とすることは誤った処分であると主張するが、当該情報は、現地調査も含めた税務調査で集められた納税義務者の固定資産税に関する情報である以上、公益性があることを理由に減免していることは、納税義務者が所有する固定資産の課税情報を公開する理由とはならない。

- 2 当該施設は未登記物件であるため、登記所における一般の閲覧の対象とならないため、家屋の主体構造、建築年、床面積等は、一般には知りえない情報である。地方税法第382条の2及

び第382条の3では、課税(補充)台帳の閲覧及び記載事項の証明を求めることができる者、範囲等について納税義務者など制約を設けている。よって、当該情報は、施設の所有者及び実地に調査をした者しか知りえない情報であり、課税情報として地方税法第22条に規定する秘密に当たる。

- 3 総務省が朝鮮総連施設に対して固定資産税を一部減免している自治体を公表していることから、減免していること自体については、公知の事実と考えられるので、減免申請書及び減免決定伺書を本件公文書として部分公開した。
- 4 異議申立人は、パスポート発行業務について申し述べているが、中央本部や新潟などにある朝鮮総連施設とは異なり、当該施設ではそういう業務は行われていない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件異議申立ての対象となっている公文書について

本件異議申立て対象となっている公文書は、「在日本朝鮮人総連合会の施設について、平成22年度の固定資産税の減免に関する文書の一切」であり、具体的には、同会滋賀県大津支部に係る「平成22年度固定資産税に対する減免について(伺い)」が本件公文書である。

本件公文書は、鑑部分の外に、関係法令をまとめた資料、「平成22年度固定資産賦課台帳」、「平成22年度固定資産税(都市計画税)課税台帳」、「家屋評価カード」、「平成 年度固定資産税に対する減免申請書」、「朝鮮会館利用状況」、写真及び地図から構成されている。

- 2 条例第7条第1号及び第2号の該当性について

異議申立人は、異議申立ての趣旨において、処分を取消すことを求めているが、実施機関が条例第7条第1号及び第2号に該当するとして非公開とした部分については、具体的な主張をしていない。

本件非公開情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められるため、同条第1号に該当する。そして、これらの情報については、いずれも同号ただし書きに該当するとは認められない。

また、本件非公開情報2は、書類が特定の団体によって真正に作成されたことを示す認証機能を有するものであり、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同条第2号に該当する。

異議申立人は、異議申立書において、公民館等として税の減免をしながら、その税情報を公開しない点などについて主張を展開しているが、いずれも以上の判断に影響を与えるものではない。

- 3 条例第7条第4号の該当性について

異議申立人は、本件施設が、公民館等として、市民等が幅広く利用できることを根拠として減免されており、そのような施設の非公開情報3について秘匿することは、市民等であれば利用できる本件施設の基本情報を市民等に知らせないとの意を含み、法解釈を誤っていると主張している。しかし、当該情報は、現地調査も含めた税務調査で集められた納税義務者の固定資産税に関する情報であり、地方税法第22条の趣旨が納税義務者等の秘密の保護であることに

照らせば、公共性があることを理由に減免していることは、納税者が所有する固定資産税の課税情報を直ちに公開すべき理由とはならない。また、地方税法第382条の2及び第382条の3が、課税台帳の閲覧又は記載事項の証明を求めることができる者の範囲を、納税義務者その他一定の範囲の者に限定していることから考えても、本件非公開情報3は、広く一般に公にされている情報ということとはできない。よって、本件非公開情報3は、施設の所有者及び実地に調査をした者しか知りえない情報であって、課税情報として地方税法第22条に規定する秘密に該当するものもあると思われる。さらにまた、私有財産として課税している部分もあるため、すべての情報を公開することはできない。

ところで、地方税法第22条の秘密とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られていないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるもの、すなわち、実質秘をいうと解される。本件施設は、未登記物件であって、その情報は法務局での閲覧の対象とはなっておらず、一般には登記によって公にされる情報に関しても、税に関する調査でしか知ることのできない状況にあり、特に家屋の主体構造、建築年及び年数は未登記の状態においては、外観からは一般には知りえない情報である。しかし、用途が集会所であって、不特定市民による利用形態あるいは外観から明らかな部分、すなわち家屋の種類、屋根及び階数は秘密であると解することはできず、公開すべきと判断する。

また、現に利用されている当該敷地の建物が一棟しかないことは明白であり、棟番号や主・附の区分についても、秘密であると解することはできず、公開すべきと判断する。

ところが、主体構造、建築年及び年数のほか、課税面積、対象面積、減免額、課税標準額、税率を乗じた数値、税額、面積率、減免税額、増減額、報奨額、随時期合計、収納済額、評価額、家屋ID、現況建床、現況延床、㎡当評点数、経年率、理論評価額、宛名コード及び検票番号も、地方税に関する調査に関する事務に係る情報であり、一般には知りえない情報であって、他人に知られていないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる。

以上のことから、本件非公開情報3のうち棟番号、種類、屋根、階数及び主・附の区分は条例第7条第4号に該当しないが、その他の部分は同号に該当する。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、上記1から3までにおいて説明したもの以外にも、種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年10月 1日	諮問書の受理
平成24年11月29日	異議申立ての概要説明 実施機関からの事情聴取 審議
平成25年2月28日	審議
平成25年3月19日	答申

別表

公文書の種類	公開すべき部分
鑑部分	棟番号
平成22年度固定資産税(都市計画税)課税台帳	棟番号並びに備考欄中の種類、屋根及び階数に係る部分
家屋評価カード	棟番号、種類、屋根、階数及び主・附の区分